# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南大隅町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

南大隅町長

### 公表日

令和7年9月30日

[令和6年10月 様式2]

#### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務					
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 ①予防接種対象者の選定 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③転入者・予診票紛失者等への予診票の発行 《卯クチン接種記録システム (VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑤予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。					
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)					

#### 2. 特定個人情報ファイル名

予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル、新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

①番号法第9条第1項、別表第一 10の項、93の2の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 ③番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種 記録システムを用いた情報提供・照会のみ)

④番号法第19条第6号(委託先への提供)

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :16の2の項、3の項 :115の2の項 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) :59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) :16の2の項、17の項、18の項、19の項 :115の2の項 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) :59条の2	

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民保健課
②所属長の役職名	町民保健課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

南大隅町情報公開・個人情報保護担当 893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問合せ先電話番号 0994-24-3111

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

南大隅町情報公開·個人情報保護担当 893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問合せ先電話番号 0994-24-3111

#### 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>					
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点					
2. 取扱者	数						
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満					
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[ 発生なし ] <選択肢> (選択肢) 2)発生なし					

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書	] ては、それぞれ』	重点項目評価	5書又は全項	3) 基礎項目評価	i書及び i書及び	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネッ	ットワークシステ	ムを通じた	入手を除く	。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの含	<b>長託</b>				I	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報	根提供ネットワー	-クシステムを	通じた提供	を除く。)	[	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[	十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	<b>妾続</b>		[ ]接続	しない(入手)	I	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特5	7. 特定個人情報の保管・消去							
	人情報の漏えい・滅 リスクへの対策は十	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人	手を介在させる作業				[ ]人手を介在させる作業はない			
	ミスが発生するリスク 策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
Ä	判断の根拠	バ4人・よ人・が・トライン がいり かんしょう かんしょう いんしょう はんしょう はんしょく はんしょく はんしょく はんしょう はんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし	や副本登録の際にはは住所を含む3情報には住所を含む3情報スが発生するリスクに人情報を受け渡す際、ペースりの書類を垂ぶていないかなど、類に特定個人情報を含む書類や	よ、本人から はよる照会を に対し、例え! (USBメモリ? 処理等を行う びルチェック? USBメモリは 合まれてい。	「一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、 は次のような対策を請じている。 を使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードに とともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数 は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報 を行う。 、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ないか、ダブルチェックを行う。これらの対策を講じていること 策は「十分である」と考えられる。			

9. 監査							
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査						
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>						
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						
11. 最も優先度が高いと考	きえられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する						
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9) 従業者に対する教育・啓発						
当該対策は十分か【再掲】       (選択肢>         1) 特に力を入れている         2) 十分である         3) 課題が残されている							
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。						

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月18日	-   - (3) シノステルを放	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、ワクチン接種記録システム	事後	見直し
令和3年6月18日	I -2 特定個人情報ファイル  名	予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル	予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル、  新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	事後	見直し
令和3年6月18日	Ⅰ-3 法令上の根拠	①番号法第9条第1項、別表第一 93の2の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を	①番号法第9条第1項、別表第一 10の項、93 の2の項	事後	見直し
令和3年6月18日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 	番号法第19条第8項 別表第二	事後	見直し
令和3年8月30日		に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定 に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管	事後	見直し
令和3年8月30日	Ⅰ-3 法令上の根拠	①番号法第9条第1項、別表第一 10の項、93 の2の項	①番号法第9条第1項、別表第一 10の項、93 の2の項	事後	見直し
令和4年3月9日	Ⅰ-3 法令上の根拠		③番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ	事後	見直し
令和7年9月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	時点修正
令和7年9月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	時点修正
令和7年9月30日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業	-	新様式に伴い、新たに記載	事後	
令和7年9月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新様式に伴い、新たに記載	事後	